

# 放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会（第2回） 議事要旨

## 1. 日時

平成28年12月20日（火）15時00分～16時00分

## 2. 場所

総務省8階 総務省第1特別会議室

## 3. 出席者

### （1）構成員

新美分科会長、伊東分科会長代理、木村構成員、小塚構成員、近藤則子構成員、近藤宏構成員、齋藤構成員、宍戸構成員、設楽構成員、鈴木構成員、園田構成員、高橋構成員、土屋構成員代理（一般社団法人放送サービス高度化推進協会 木村理事）、長田構成員、林構成員、福井構成員、三尾構成員、

### （2）オブザーバー

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

### （3）総務省

太田総務大臣補佐官、南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、久恒同局放送技術課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

## 4. 議事要旨

### （1）4K・8Kに関する周知・広報戦略について

久恒放送技術課長から、「4K・8Kに関する周知・広報戦略について」について、資料に基づく説明の後、議論が行われた。次回分科会では、状況変化を踏まえた周知・広報に関する取組について、（一社）放送サービス高度化推進協会等から報告いただくとともに、「周知・広報戦略」について、関係者間による検討の進展を踏まえて、改めて報告することとなった（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

#### 【長田構成員】

- ・ 「BSや110度CSによる4K・8K放送」の呼称を関係者で検討中とのことだが、早急にわかりやすい呼称を決めていただいた上で、どこまで丁寧な周知活動をいただけるのかが課題ではないか。テレビの買換等は、先が見えていて、それが計画的に進められるのであれば、一番不満が小さくて済む。早めの対応をお願いしたい。
- ・ アンテナなどを含め、地味な部分から丁寧な周知努力を戴きたい。消費者団体としても、機関誌への原稿掲載など協力してまいりたい。

#### 【林構成員】

- ・ ケーブルテレビ連盟としては、チャンネル4K以降、4K8Kの取組に可能な限り取り組んできたところ。一方で、平成30年度に開始されるBS放送について、ケーブルテレビ業界としては、放送事業者から再放送の同意をいただく立場であり、現時点ではこのような取組ができるとは示せない状況にある点は御理解いただきたい。放送事業者が決定した後、なるべく早い時点で再放送の同意が決定すれば、ケーブルテレビ業界としても周知・広報に貢献してまいりたい。

#### (2) 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（案）について

宍戸構成員・視聴者プライバシー保護ワーキンググループ主査から、「放送分野ガイドラインの改正のポイント」、「ガイドラインの放送分野における特有の規定とその規定理由」及び「本ガイドライン解説における委員会ガイドラインの書きぶりとの主な差異」について説明の後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

#### 【鈴木構成員】

- ・ 同意に関しては、第35条第3項で契約者本人以外の世帯の構成員の意向で、同意の意思が変更されること等があり得るため、オプトアウトを導入することのだが、実際に誰が同意を行ったのかについて、どのように判断することになるのか。例えば、子供が同意してしまった場合は、どのような判断となるのか。

#### 【宍戸構成員・ワーキンググループ主査】

- ・ テレビが世帯内の複数者で使用されるために生じる難しい問題。実際の問題としては、通信ネットワーク等を介した同意画面の利用が想定されるが、その作り方等によって左右されるところと考えられるため、事業者の方々を含めて、認定個人情報保護団体の指針等に盛り込むべき、視聴者の方が誤解なく同意を行うことができるようなあり方を、今後のワーキンググループで更に検討したい。

#### 【小塚構成員】

- ・ 世帯の問題は、ワーキンググループでも非常に議論になったポイントだが、有料放送契約を結ぶ場合に、契約と併せて同意取得を得ている実態を踏まえると、同意をした者が誰なのか比較的明確で、有効な同意であるかどうかという問題はほぼ生じないのではないか。
- ・ 問題が生じるのは、宍戸主査御指摘の画面を通じた場合が思い浮かぶが、その具体的表示方法のあり方は、電子商取引ガイドライン等を参考に、ガイドライン以下での検討すべき話。今後、マルチステークホルダープロセスを通じてルールを作成し、実務上の必要となることを補足をしていく必要がある。

#### 【三尾構成員】

- ・ 実際の事業では、あらかじめの段階では利用目的が厳格には定まらない段階でのデータの利活用ができるよう準備が必要となる場面があるのではないか。そのような場合は、匿名加工情報の作成が必要と考えるが、その加工の具体的なあり方は、認定個人情報保護団体が指針で定めることになるのか。

【宍戸構成員・ワーキンググループ主査】

- ・ 基本的には、一般的な個人情報保護法の考え方を踏まえた委員会ガイドラインに準ずることになるが、視聴履歴については、高いプライバシー性に配慮した加工の方法について、今後検討していくべきと考えている。

【近藤則子構成員】

- ・ 今後、新しいサービス開始により、放送局ごとに異なるインターフェースや用語が使われることになると、特に高齢者や初診者には理解が難しくなることが想定される。事業者の方々におかれては、様式の統一などに御配慮をいただき、リモコン操作がこれ以上複雑にならないような取組を期待している。

(3) その他

「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(案)及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説」(案)に対して、個人情報保護委員会からの指摘があった場合等の修正について、宍戸構成員・視聴者プライバシー保護ワーキンググループ主査及び新美分科会長に一任し、パブリックコメントを実施することが了承された。

(以上)